

中小企業新事業活動促進法に関する基本方針

Q : 中小企業新事業活動促進法に関する指針をまとめた基本方針が告示されたそうですが、どのような内容になっていますか？

A : 次のような内容になっています。

【解説】

中小支援3法を統合した中小企業新事業活動促進法が、先月施行され、今月の2日にその指針をまとめた基本方針が告示されました。これにより、今年度改正された設備投資減税や同族会社の留保金課税の不適用の適用を受けるために必要な経営革新計画の中味が明らかになりましたので、早ければ、6月にも承認第1号が誕生することになるでしょう。

さて、その経営革新計画ですが、中小企業の基準や申請方法等の承認手続き、新商品の開発や生産といった計画内容などについては従来と変わるところがなかったのですが、経営革新の実施に関する経営指標に新たな指標が取り入れられることとなりました。

経営利益の向上がそれで、内容は、5年間の計画の場合であれば5年後までに経常利益の目標とする伸び率が5%以上であること、4年間の計画であれば4%以上、3年間の計画であれば3%以上の経常利益の伸びを目標とすることが求められるようになりました。

これによって、これまであった付加価値の向上と併せて2つの経営指標になり、経営革新計画承認企業は、どちらかの指標を選択することができるようになりました。

